

伊佐千尋



撮影/大町信也
インタビュー/編集部

陪審は

「民主主義の学校」

——最初に刑事裁判に関心をもったのはいつ頃でしょうか。

伊佐 つい先日『諸君』に書いたことですが、昭和二年の秋に、父の消息を確かめたいという母と一緒に沖繩に渡ったんです。結局、軍医である父が患者と運命をともにしたことがわかって帰ろうとしたんですが、復員兵の送還が優先され、二、三年は帰ることができないことがわかりました。しかたなく、職をみつつけようとしていたとき、琉球軍司令部犯罪調査部で採用試験があり、運よく採用されました。

そこでは通訳が主な仕事だったんですが、事件の捜査に立ち会うことが多かった。当時は、刑事裁判にとくに関心があったわけではありませんが、捜査官たちの人権感覚と手続をきちんと守る公正な態度に感銘を受けました。取調べにあたっては、供述書をとる場合、日本のように「任意左の如く供述せり」などと印刷された罫紙に聞き書きするのでなく、被疑者に紙と鉛筆を与え、冒頭

に「自身の自由意志で同意により、以下供述する」と記させ、本人の言葉で書かせていました。

ある時、古参の捜査員が書き上がった供述書を読んで、「サンクス。じゃあ。また明日頼むよ」と礼を言いながら、相手の指の間に鉛筆を挟んで握手した。時折見かける光景で、明らかに供述内容が気に入らず、書き直させるためです。取調べは進まないの、その程度は仕方がない、と思っていました。そうすると、若いグレイ中尉が「強制すれば、こちらの求める供述は得られるかもしれないが、それは事実かどうかかわからない。われわれが求めているのはファクトなんだ」と言つて、無罪推定の原理や、捜査官は被疑者に尋問に答えることを強制したり、自己に不利な証拠を出すことを要求してはならない原則が三〇〇年も昔に確立していること、黙秘権は被疑者個人の特権ではなく、捜査官憲と裁判所が被疑者のみならず市民一人一人に対して、公正な態度をとるということを誓約したものだということ、教えてくれました。この中尉の教えは、五十余年後のいまなお脳裏に刻み込まれ、信条となっています。

——沖繩での陪審裁判の体験をつつ

た「逆転」以来、日本の刑事司法の現状についていろいろ発言されていますが、どこに問題があるのでしょうか。

伊佐 亡くなられた和島岩吉先生が「刑事訴訟法二五年の軌跡と展望」(ジュリスト五五一号)で、現行刑事訴訟法は戦前に比して人権尊重の点において見るべきものがあるが、占領軍が引き上げた頃から復古調が目立つようになったと慨嘆され、刑事訴訟法は奇形が定着し、再び危機を迎えていると警告されました。あれから二六年が経ちましたが、奇形は奇形ではなくなり、当たり前の顔をして法廷を横行しています。

つい先日、甲山事件に関連したシンポジウムで、刑事司法のベテランであり、長い裁判官生活を送られた石松竹雄先生のお話をうかがいましたが、質問のとき、刑訴法三二一条で検察官調書を採用する調書裁判の傾向はますます強まり、自白偏重に墮するものであり、こうした悪運用はどうしたら改められるかお尋ねしました。そうしたら、石松先生は、「絶望的である」という返事でした。

わが国の憲法も刑事訴訟法も、外面だけは結構ですが、理念は無視されて形骸化し、戦前から踏襲された官僚司法は、破綻の極に達しています。憲法も刑訴法

View No.23 Isa Chihiro

いさ・ちひろ
1929年、東京生まれ。
1978年、処女作『逆転』で第9回大宅壮一ノン・フィクション賞受賞を機に実業界を去り、作家となる。後藤昌次郎、庭山英雄氏らと『陪審裁判を考える会』代表。最近では、漢詩の評論など幅広い文筆活動を続けている。主な著書に、『舵のない船』(文春)、『衝突—東峰十字路事件』(文春)、『日本の刑事裁判』(共著、中公)、『最後の被告人—スコップボロ事件』(訳書、文春)、『耶穌の夢』(文集)ほか

も国民に対する制約なのに、これがないがしろにする国と裁判所の責任は重大ですね。

——**陪審制度なくしては刑事司法の改革はないとおっしゃっていますが、陪審制度が刑事司法のどこを変えるのでしょうか。**

伊佐 陪審は、なによりも証拠法に対する無言の腕みの存在です。証拠法を邪魔者とみる裁判官にこれを厳守させる働きがあります。たとえば、任意性に疑いがある自白調書を裁判官が許容性を認めてこれを採用したとします。陪審は独自の判断で、任意性に疑いをもてば、たとえば裁判官が証拠としても、これを排除できます。自白調書の任意性の問題を厳格に証拠能力の問題として考えますから、日本の裁判所のようにいい加減な判断をしません。結果として、警察も苦勞してドコを吐かせて調書を作るような骨折りをしなくなり、捜査も裁判も正しい方向へ進むわけです。

——**司法制度改革審議会では、国民の司法参加の方途として陪審・参審の導入を検討するといっていますが、その動きをどう見えていますか。**

伊佐 審議会の論点項目では、「主権者としての国民の参加の在り方について

検討する必要を認めているのですから、この線でいけば当然、国民の司法参加は陪審制度にいきつくはずですが、

最近の最高裁の動きなどをみると、最高裁は陪審も参審も導入する意図はなく、万やむをえない場合に、特許裁判や医療裁判で専門家を参審員として入れるくらいは考えている感じがします。参審では形だけの司法参加となり、市民裁判官が専門家意識の強い官僚裁判官を相手に自分の判断を通すのは難しく、したがって民意も反映できない。裁判官が市民裁判官をコントロールするのは目に見えています。審議会では、これから陪審・参審の議論をする予定ですが、このままでは、国民の司法参加は実現しませんね。

——**陪審制度に反対する理由として、素人の事実認定には不安が残るといふ意見が先日の裁判官会でも多数を占めたといわれますが、その点についてどう思われますか。**

伊佐 私が復帰前の沖縄でアメリカ国民政府裁判所の陪審を務めたのは、証拠調べ八日、評議に三日、合計十一日の短い期間にすぎません。裁判官からその役割を説示されて驚きました。裁判官は法の決定をするだけで、事実の判断はすべて陪審に任せています。

どの陪審員にとつても、このような大きな公権力の行使に携わったことは一度もありませんから、当然みな緊張します。また、自分たちにそのような高度な知的判断ができるのだろうかと不安な思いに駆られます。まして、自分たちの判断で被告人の運命が左右されるとなれば、絶対誤ってはならないと非常に真剣な気持ちで裁判の進行を見守り、一つ一つの証拠をひとしく見逃すまい、と一生懸命になります。

被告人の自白調書が法廷に出されたとき、裁判官から「証拠法に基づいてこれを採用したが、もし、陪審が自白の任意性に疑いを感じた場合、これを証拠として見なくてもよく、裁判官とは反対の方向に決定することも陪審の自由である」と聞かされ、主権在民の国にふさわしい制度だと関心したのを記憶しています。

陪審員たちはこうして裁判の過程を通じて法を守るということがいかに重要であるか、司法の冷静と抑制といった裁判の重要な要素に尊敬と理解、さらには自戒を深めていきます。結局、被告人と犯行をむすびつけるには証拠不十分と判断して、大議論の末でしたが、全員一致で無罪判決に達しました。

法廷を去るとき、厄介なことに関わって困ったという最初の思いは、誰の胸からも消えていきました。それまでは、社会に何も奉仕できなかったけれど、与えられた公民義務を無事果たした満足感でいっぱいでした。

これも後で気づいたのですが、陪審は誰に教えられることもなく、自然に他人の権利を尊重し、自身の権利を強く意識するようになります。陪審はよき「民主主義の学校」で、この制度が優れた司法制度であると同時に、民主主義の適正な発展に必要な政治制度であることも痛感しました。

裁判官だけによる裁判では誤りも多く、危険です。そこには市民の健全な常識が必要です。人の良心は法律以上に明快な解決を与えます。市民の常識によって事実を判断するのが、陪審制度です。犯罪の証明が法律の専門家の目にも明らかになっただけでは足りず、二名の市民の目からみて全員一致して明らかにされた場合のみ、国家は人を罰しうるのです。無罪判決に上訴が許されないのも、被告人に対する手続上の二重の安全弁の役目は果たしています。これが、陪審制度が長期にわたって社会の信頼を得ている最も大きな理由だと思えます。



View No.23
Isa Chihiro